

第87回運営委員会

【日時】

平成29年10月23日(月)開催

【議事内容】

1. 保険者機能強化アクションプラン(第4期)について
2. インセンティブ制度について
3. その他

資料1-1	保険者機能強化アクションプラン(第4期)の概要について
資料1-2	保険者機能強化アクションプラン(第3期)の検証結果について(概要)
資料2-1	インセンティブ制度の試行実施の結果及びシミュレーションについて 評議会資料2-2
資料2-2	インセンティブ制度の本格実施(案)について 評議会資料2-1
資料3	今後の保険料率の推移に関するシミュレーションについて 次頁に抜粋
資料4	中央社会保険医療協議会等について
資料5	保険財政に関する重要指標の動向
参考資料1	2015年度の特定健康診査・特定保健指導の実施状況 2016年度の後期高齢者支援金の加算・減算について
参考資料2	後期高齢者支援金の加算・減算制度の見直しについて (健保組合・共済組合の保険者インセンティブ関係)

今後の保険料率に係るシミュレーション

【シミュレーション方法について】

- ・平成30年度以降、準備金残高が法定準備金(給付費等の1か月分)を確保している間、機械的に10%及び9.8%とし、それぞれについて法定準備金を下回る年度以降においては法定準備金を確保するために必要な料率に引き上げたうえで(※)、平成38年度までの見通しをシミュレーションしたもの。
- ・平成31年度以降の賃金上昇率については、5年収支見通しのケースⅡ(0.6%)及びケースⅢ(0.0%)を使用し、それぞれについて作成。

※ 健康保険法施行令第46条第1項において、「協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額(前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額(中略)を含み、法第一百五十三条及び第一百五十四条の規定による国庫補助の額を除く。)の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。」とされている。

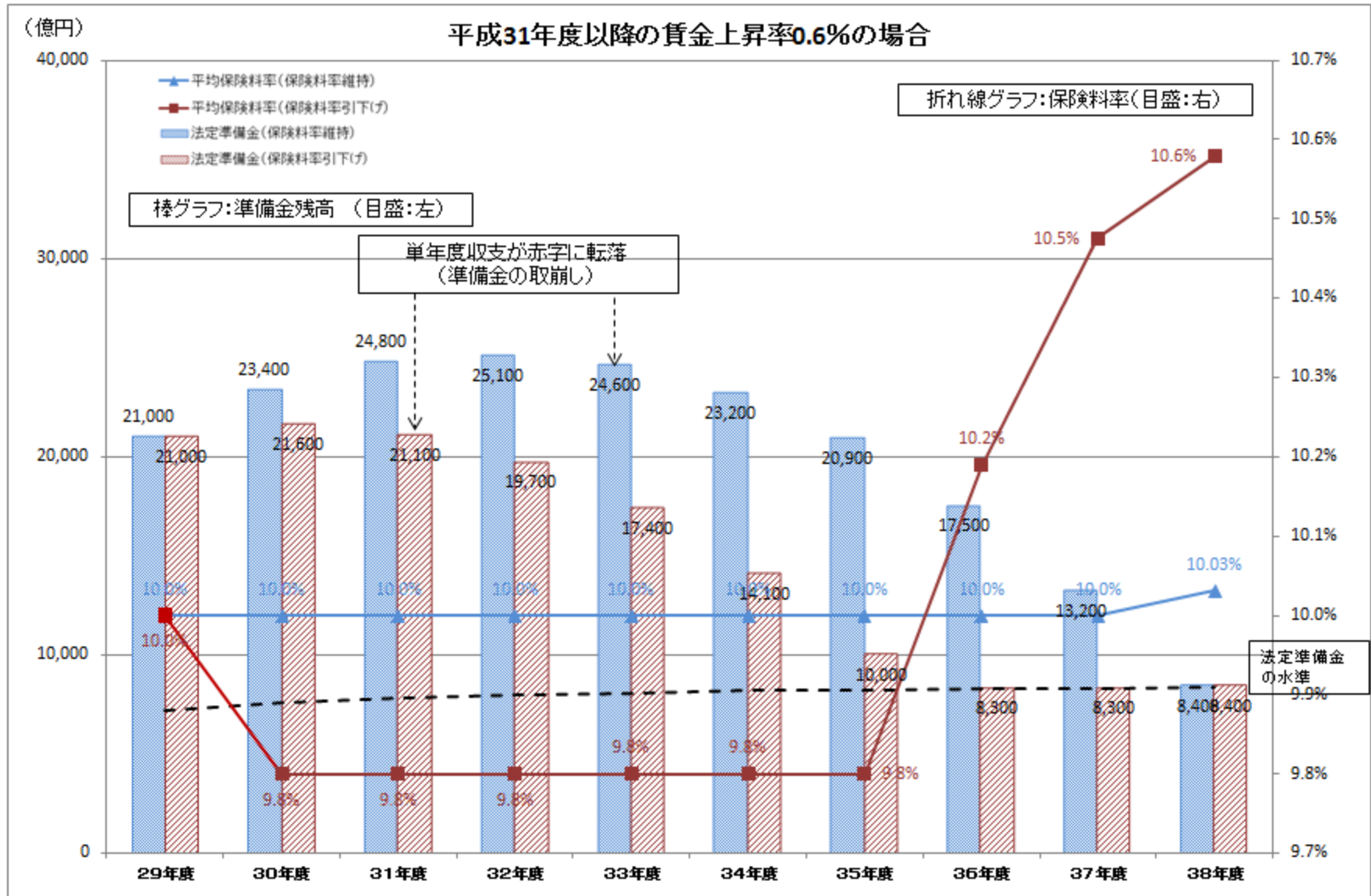
本シミュレーションはこの規定を参考として行うもの。

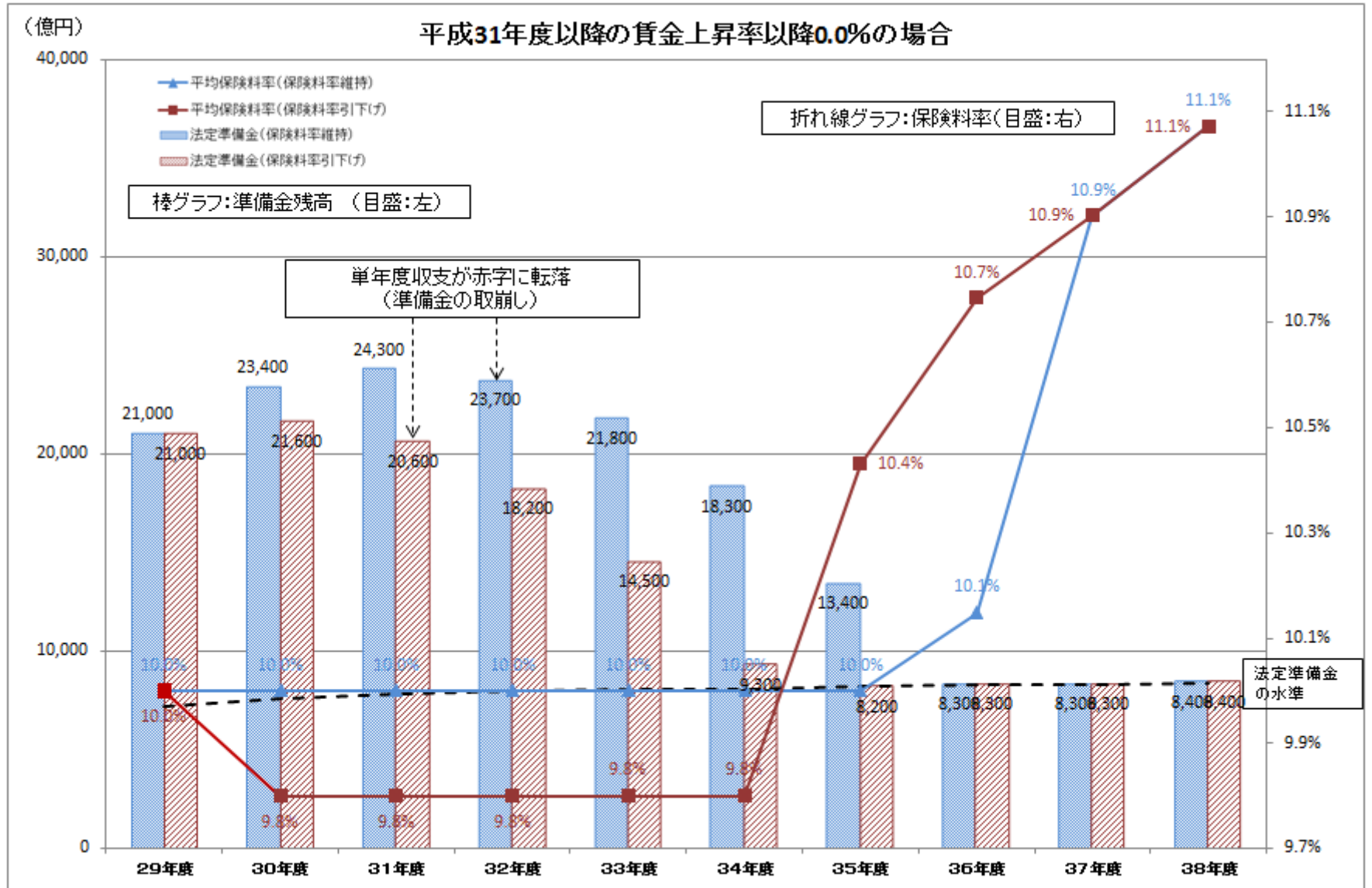
【平成31年度以降の賃金上昇率0.6%の場合】

- ・現在の平均保険料率10%を維持した場合、平成33年度には単年度収支差が赤字となり、以降準備金残高が年々減少する。
- ・仮に平成30年度以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、平成31年度以降準備金を取崩すことにより、平成35年度までは保険料率を維持できるものの、平成36年度からは年々上昇を続け、平成38年度には10.6%に達する。

【平成31年度以降の賃金上昇率0.0%の場合】

- ・現在の平均保険料率10%を維持した場合、平成32年度には単年度収支差が赤字となる。以降、準備金残高を取崩すことにより平成35年度までは保険料率を維持できるものの、平成36年度からは年々上昇を続け、平成38年度には11.1%に達する。
- ・仮に平成30年度以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、平成31年度以降準備金を取崩すことにより、平成34年度までは保険料率を維持できるものの、平成35年度からは年々上昇を続け、平成38年度には11.1%に達する。





9月14日の運営委員会における意見

- 今後も医療費の伸びが賃金の伸びを上回る構造は変わらないと思われ、特に37年度(2025年度)以降に保険料率を大幅に上げざるをえない状況になるのではないかと懸念があることから、長期的スパンで保険財政を考えた方がよい。このため、保険財政、事業主及び加入者にとっても10%を堅持した方がよいと考える。
- 中小企業の経営者としては、保険料率を引き下げられるのであれば歓迎すべきであるが、保険料率を一度引き下げると今後引き上げることになった際の上げ幅が大きくなることから、慎重な検討が必要である。現行の平均保険料率10%は、経営者側にも労働者側にも限界に近いものがあり、これ以上上がらないよう死守しないといけない。また、協会にはセーフティネットとしての国庫補助が入っているので、財政当局の反応も注視する必要がある。
- 国庫補助率20%を要望していくうえで、平成4年に国庫補助が16.4%から13%へと引き下げられているが、準備金残高が多く積み立てられている(3.9カ月分)以外の理由(例えば保険料率を8.4%→8.2%と引き下げたこと)との兼ね合いを注視する必要がある。
- ある程度中期的なスパンで考える必要はあるが、昨今の情勢を鑑みれば、5年先10年先のことなど読めない中で、10年先を見ることなどがどれくらい意味があるのか疑問に感じており、期間をどのように考えるのか慎重に検討していく必要がある。ただし、加入者の立場からすれば少しでも保険料率が下がることを望んでいることを前提に置くこと。
- あたかも平均保険料率10%維持を前提にして、平成4年以降準備金が大幅に減った話を示しているのではないかと懸念している。この時には国庫補助率が引き下げられたことも影響しているはず。中小企業は、毎月、毎年が勝負のような経営をしている。準備金が増えてくれば少しぐらいた下げの気持ちがあればいけない。負担している中小企業の保護を考えていただきたい。

9月14日の運営委員会における意見

- 公的医療保険は単年度収支均衡が大原則である一方、協会は国庫補助を受けていることから、持続可能性や安定的運営に資することについても検討する必要がある。今後の見通しとしては、女性や高齢者の就業率が高まることやバイオ薬品などの高額薬剤の動向にも注視する必要がある。また、地域の医療提供体制が保険料率の差に繋がることから、地域医療構想や都道府県が進めている医療計画の策定に対して、協会は積極的に関与していくことが重要である。
- 国民皆保険制度の中での協会の立ち位置を考えると、超長期的にみれば、いずれは10%を超えてくるので、協会けんぽの財源確保に努めていくことを考えないといけない。タイムスパンの考え方について、基本的に保険の仕組みは単年度収支均衡が原則だと思う一方で、安定性とのバランスを考えれば、10年では長く1年では短い。準備金については、現在の残高は約2兆円となり、法定準備金の3か月分に近づいており、規模感としては多い感じがする。単年度収支均衡は原則だが、保険者の経営の安定性に鑑みて1か月が妥当ではないか。
- 10%を維持して安定的に運営する形がいい。

平成30年度保険料率に関する佐賀支部評議会での意見(論点ごとの意見)

意見内容	意見者 (学識、事業主、被保険者、評議会意見)
1. 平成30年度の平均保険料率についてどのように考えるか。	
<p>財政均衡期間を法律通りの単年度収支とし、収支見通しを5年としたうえで、平成30年度の平均保険料率を9.7%にすることを要望する。(佐賀)</p>	評議会意見
<p>法律では準備金は1か月分で良いところが10%維持となれば、5年収支見通しでは現状より更に準備金が積み上がる結果である。5年を超えて更に長期的に見なければならぬという方向付けをするならば、新たに具体的な数値を示さないと、5年収支見通しが無いがしろになるのではないか。(佐賀)</p>	事業主代表
<p>厚生労働省の見解は、単純に言う、「黒字になるのはかまわないが赤字になるのは罷り成らない」ということ。それは結局、準備金は毎年積み上げていくものですよ、絶対に減らしませんよ、ということ。3か月分でもそれ以上だろうとずっと積み上げていきますというスタンス。それはさすがに根拠がない、おかしいだろうということをお場で伝えておかなければならないと考える。(佐賀)</p>	学識経験者
<p>法律には単年度でバランスをとればよいと書いてある。従って収支はゼロであってもよい、というのが基本的な趣旨。それが基本だけでも、ある程度将来のことも見通して考えるべきなので、5年収支見通しを作成することになっている。にもかかわらず、厚生労働省の解釈はずっと積み上げていくものですよ、というおかしな解釈である。(佐賀)</p>	学識経験者
<p>準備金が多いのはいいことだと思うがその上限が何もないというのはどうなのかと思う。(佐賀)</p>	事業主代表
<p>「平均保険料率10%維持」とあるが、今後の保険料率に係るシミュレーションにもある通り、いくら平均10%を維持したところでいずれ10%を超える。今いる人間が共助の中でお互いに医療費を負担していきましょうという制度の中で、5年を越して10年後の人たちのためにも積みましようというのは制度趣旨から外れるのではないか。(佐賀)</p>	事業主代表
<p>今黒字で、3か月以上準備金が積み上がるなら、会社や私たち被保険者からすると料率は下げてほしい。しかし昨年も同じ要望を出したが平均保険料率は下がらなかった。厚生労働省の方針として準備金は積み上げ、黒字は良いけど赤字はだめだということなら、下がる可能性はないという印象を受ける。(佐賀)</p>	被保険者代表
<p>準備金が積み上がっているのであればせめて現在と同率の支部保険料率にできないものなのか。(佐賀)</p>	被保険者代表

2. 平成30年度の激変緩和率についてどのように考えるか。

平均保険料率が10%維持ならば激変緩和は平成29年度並みでいくべきだ。平成30年度は医療制度がかなり大きく変わる。平成29年度からの連続性の中で、平成30年度がいろいろなことが大きく変わっていくと厳しいところもあるかもしれない。（佐賀）

評議会意見

既に10%を超えて全国一となっている佐賀支部は、激変緩和は平成36年度まではいかないまでも、何らかの形で現状維持してほしい。（佐賀）

事業主代表

3. 保険料率の変更時期について、平成30年4月納付分（3月分）からでよいか。

例年通り、4月納付分からでよい。

評議会意見

4. その他

全体で黒字が続いていても、高い保険料率を維持しなければならないという矛盾は数年前から感じているところ。最低賃金は上昇してきており、比例して、個人負担も然ることながら事業主負担が増加してくる。保険料率が上がれば負担も増加するのでせめて下げることができないなら、協会けんぽ全体として支部保険料率の上昇を止めることも英断していただきたい。（佐賀）

被保険者代表

平成29年度の療養の給付等に係る保険料率は佐賀支部が6.90%で全国平均が5.24%という説明があった。この差1.66%は佐賀の医療体制が充実しているからだが、この差を縮めるのは保険者努力で限界があるのではないか。平成30年度のごく荒い試算でも最高と最低の差が1.01%ある。最高と最低の差が今後広がることについて、意見として出せる余地はないのか。このままではガス抜きになってしまう。（佐賀）

事業主代表

全国健康保険協会
理事長 安藤 伸樹 様

全国健康保険協会運営委員会
委員長 田中 滋 様

平成 29 年 10 月 25 日

全国健康保険協会佐賀支部評議会

議長 丸谷 浩介
評議員 江島 秋人
評議員 富永 洋一
評議員 中島 啓子
評議員 八谷 浩司
評議員 原 憲一
評議員 御厨 誠
評議員 吉富 純孝
評議員 吉村 正
(五十音順)

平成 3 0 年度保険料率に係る佐賀支部評議会意見の提出について

このたびは10月4日の佐賀支部評議会において、協会けんぽの収支見通しの説明を受け、平成30年度の保険料率についての議論を行いました。

議論の結果、平均保険料率の引き下げを要望するという結論に至り、平均保険料率が決定する前に評議会意見を集約いたしました。

つきましては、今後の平均保険料率に関する議論の参考としていただきたく、平成30年度の保険料率の変更に際し佐賀支部評議会意見を提出いたします。

平成30年度 保険料率の変更に関する意見 (佐賀支部評議会)

全国健康保険協会は平成20年の設立以来、被用者保険のセーフティネットとして重要な機能を果たしてきた。平成30年度に予定されている医療制度の抜本的改革以降も、被保険者と被扶養者の生活の安定と福祉の向上に寄与し続けなければならない(健康保険法第1条)。

協会発足後の財政状況は決して平坦ではなく、被保険者を取り巻く雇用労働情勢の変化、高齢化の進展に伴う医療費負担構造の変化、疾病構造や医療技術の変化に対応するため、保険料率の引き上げをはじめとして様々な対応策をとってきた。

ところで、平成30年度保険料率変更にあたっての試算では、平成29年度の平均保険料率を維持した場合、いずれのケースにおいても平成30年度の法定準備金は水準以上が積み上がることになった。確かに、医療をめぐる環境は不透明であるから、一定以上の準備金を確保して10年後を見据えた財政運営を検討することは一定程度首肯できる。しかし、健康保険法では単年度収支原則を採用し、財政見通しも5年を目途としてしていることから、法定準備金の意義を改めて問い直す時期にあるということができる。

このような状況に鑑み、県民の保健・医療に責任を持つ当佐賀支部評議会では、平成30年度に係る保険料率について次の通り意見を提出するものである。

記

1. 全国健康保険協会の保険料率財政均衡期間につき、健康保険法を遵守して、収支見通し期間を5年とした単年度収支を原則とすること。
2. 平成30年度保険料率につき、平均保険料率を9.7%とすること。
3. 平成30年度には医療制度が大きく変更されることから、激変緩和措置の設定については慎重に審議を行うこと
4. 支部評議会が都道府県ごとの実情に応じた業務の適正な運営に資するため設けられた(健康保険法第7条の21第1項)趣旨に鑑み、都道府県別保険料率設定にあたっては、支部評議会の意見が着実に反映される仕組みを構築すること。

以上